

津幡町選挙管理委員会告示第11号

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第4条第11項及び第4条の2第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数（合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

令和8年1月26日

津幡町選挙管理委員会

5, 205人